

令和2年12月10日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

1	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく健康医療局所管条例の見直し結果について	1
2	新型コロナウイルス感染症について.....	7
3	新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設について.....	12
4	小田原市立病院と県立足柄上病院の連携について.....	15
5	「神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金」（仮称）の設置について	18
6	「神奈川県保健医療計画」改定素案について.....	19
7	「神奈川県看護師等修学資金貸付条例」の一部改正について.....	21
8	「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定案について.....	22
9	「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案について	26
10	横浜市の I R（統合型リゾート）誘致について.....	30
11	「神奈川県墓地等の経営許可等に関する条例」の一部改正について	31
12	不適正な多頭飼育の対策について	32

1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく健康医療局所管条例の見直し結果について

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき、原則、5年を経過するごとに条例を見直すこととしており、今回、次の4条例について、見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

(1) 条例の見直し結果

ア 総括

見直し結果	条例数
改正及び運用の改善等を検討する	1
運用の改善等を検討する	0
改正を検討する	1
廃止を検討する	0
改正・廃止及び運用の改善等の必要なし	2

イ 概要

(ア) 改正及び運用の改善等を検討する条例

	条 例 名	見 直 し 結 果
1	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例	食品衛生法の改正により営業許可業種が見直されたことに伴い、新たな営業の施設基準を定めるなど、条例の改正及びその運用の改善等を検討する必要がある。

(イ) 改正を検討する条例

	条 例 名	見 直 し 結 果
1	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例	食品衛生法及び食品表示法の改正に伴い、法と重複する食品等の自主的な回収に係る報告の規定を削除するなど、条例の改正を検討する必要がある。

(ウ) 改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

- a 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例
- b 神奈川県薬物濫用防止条例

ウ 見直しの結果に基づく措置

令和2年第3回県議会定例会に改正案を提出している条例

(2条例)

- (7) 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例
- (4) 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例

エ 前年度の見直しの結果に基づく措置の状況

令和元年第3回定例会で報告した「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく健康医療局所管条例の見直し結果について、改正及び運用の改善等を検討する条例として報告した次の2条例については、検討の結果、今年度中の改正は行わないこととした。

	条 例 名	前回の見直し結果	検討結果
1	旅館業法施行条例	より有効性のある内容とするため、レジオネラ症対策に関する最新の知見を踏まえた厚生労働省通知を参考に、条例の改正及びその運用の改善等を検討する必要がある。	新型コロナウイルス感染症の影響により、レジオネラ対策の見直しをすることが困難な状況にあることから、当初予定していた令和2年第3回定例会での改正は見送ることとした。今後、当該感染症の流行状況等を踏まえながら、条例の改正及び運用の改善等の検討を行う。
2	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例		

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和2年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例				
条 例 番 号	平成12年神奈川県条例第8号	法 規 集	第8編第5章		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	食品衛生法の規定に基づく営業の施設基準（施設基準）等、食品衛生に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも必要 な条例か。 ）	本条例は、食品の安全性を確保するため、また、飲食に起因する衛生上の危害（食中毒等）の発生を防止するため、食品衛生法に基づき必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内容で 課題が解決 できるか。 ）	本条例では、営業許可の基準として施設基準を定めており、食品衛生を確保するため、有効に機能している。 なお、食品衛生法が改正され、営業許可業種の施設につき、都道府県が参酌する基準が規定されたことから、当該基準に適合するよう、本条例における施設基準を見直す必要がある。			令和2年9月現在 ・食品営業許可施設数 32,546施設 ・報告営業施設数 11,094施設 ・給食報告施設数 987施設 (いずれも県所管域)
	効率性 （ 現行の内容で 効率的とい えるか。 ）	本条例では、食品衛生のための必要最低限の基準を定め、当該基準に基づき効率的に食品衛生の確保を図っている。			
	基本方針適合性 （ 県政の基本的な 方針に適合し ているか。 ）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」主要施策の政策分野Ⅱ「安全・安心」の「3生活の安心の確保(1)食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法令に 抵触しない か。 ）	本条例は、食品衛生法の規定に基づき、施設基準等を定めた条例であり、憲法、法令には抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理 由 等		
		より有効性のある内容とするため、改正食品衛生法に基づき、条例に規定する施設基準等の改正及びその運用の改善等を検討する必要がある。			

条例見直し調書

		作成年度	令和2年度	次回見直し予定	令和7年度
条例名	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例				
条例番号	平成21年神奈川県条例第58号	法規集	第8編第5章		
所管室課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条例の概要	食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与するために必要な事項を定めている。				
検討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで県民の健康を保護するとともに、県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与していることから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、食品等の自主回収の報告及び食品等輸入事務所等の届出のしくみを定めており、また、本条例に基づき、食品関連事業者に対して食品等の生産及び製造から販売までの流通の各段階で、適正な管理に関する助言や指導を行っていることから、本条例は有効である。			R元年度実績 ・自主回収着手報告受理 97件 ・食品等輸入事務所施設数 549件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例に基づく施策の中期的な目標及び施策の方向を定める指針を策定し、総合的かつ計画的な推進を図るなど、効率的に運用できている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」主要施策の政策分野Ⅱ「安全・安心」の「3 生活の安心の確保(1) 食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	平成30年度に食品衛生法及び食品表示法が改正され、食品リコール情報の報告制度が創設されたことから、重複する規定について見直す必要がある。また、改正食品衛生法で創設された営業届出制度の対象外となった食品等輸入事務所等の届出制度について見直す必要がある。			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 食品衛生法及び食品表示法の改正を受け、重複する規定を見直すなど、条例の改正を検討する必要がある。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和2年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例				
条 例 番 号	平成22年神奈川県条例第15号	法 規 集	第8編第2章第2節		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部医療課				
条 例 の 概 要	将来県内において地域医療を担う有能な人材（以下「地域枠医師」という）の育成及び確保を図るため、神奈川県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という）の貸付けに関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	将来県内において、地域医療に従事する地域枠医師を育成、確保するため、修学資金の貸付に関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	地域枠医師は大部分が県内で就業しており、県内の有能な医師人材の育成・確保に有効に寄与している。			令和2年度 （貸付者） 県内就業数/ 初期臨床研 修修了者数 34人/41人
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	修学資金の額、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適 合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	神奈川県保健医療計画において、医療従事者の確保対策の推進をしているところであり、修学資金の貸付を規定する本条例の内容は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	修学資金の貸付、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等	
				令和元年7月に運用の改善等を含む条例改正を行ったところであり、現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等は必要ない。	

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和2年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	神奈川県薬物濫用防止条例				
条 例 番 号	平成27年神奈川県条例第10号	法 規 集	第8編第3章第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部薬務課				
条 例 の 概 要	薬物の濫用の防止を図ることにより、県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（いわゆる危険ドラッグ等）を知事指定薬物に指定し、医療等の用途以外の使用等を禁止する等必要な事項を定めており、保健衛生上の危害防止のため今後も継続して必要な条例である。			知事指定薬物の指定数 平成27年度 24 平成28年度 14 平成29年度 16 平成30年度 14 令和元年度 15
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例における規制により、知事指定薬物を含有する危険ドラッグの流通防止が図られており、有効に機能している。			○危険ドラッグ販売店舗（県内） 平成26年4月 13 平成27年4月 1 平成27年5月 0 （以降店舗数0） ○行政処分・罰則適用：施行から現在までなし
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	知事指定薬物に対する規制は、県民が安心して暮らすことができる社会の寄与等の条例の目的を達成する上で適切なものであり、また、医薬品医療機器等法による規制との重複を避けており、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の主要施策Ⅱ安全・安心の「2犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、知事指定薬物の指定により、医療等の用途以外の使用等を禁止する等の規定を有するが、その内容は条例の目的に照らして合理的なものであり、かつ、憲法、法令に抵触しないものである。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等は必要ない。	

2 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

12月8日時点で、県内における感染者は、クルーズ船における感染者等を除き13,855名となっている。

県内の症状別の発生状況（12月8日現在）

入院				宿泊施設療養	自宅療養	死亡
	重症	中等症	軽症・無症状			
421名	62名	331名	28名	227名	746名	219名

(2) 医療提供体制等

ア 医療アラートの発出

11月12日、13日に過去最多の140人台の新規感染者が発生するなど、医療機関の病床が不足する事態が想定されたことから、11月14日に新型コロナの受入医療機関に対して、さらなる病床拡大を要請する医療アラートを発動し、即応病床数を可能な限り増床するよう依頼した。

イ 入院基準の見直し

これまでは、軽症や無症状であっても、65歳以上の方や基礎疾患のある方を無条件で入院対象としていたが、11月27日に開催された感染症対策協議会における意見も踏まえ、年齢や基礎疾患の種類や状態といったハイリスク因子をそれぞれ数値化して、その合計スコアを参考に、医師が入院対象とするかを決定することとした。

ウ 病床の確保状況（12月3日現在）

	対象	即応病床数 (～11/14)	即応病床数 (12/3 現在)	確保病床数
高度医療機関	重症 (人工呼吸器等が必要)	40	91	1,739
重点医療機関	中等症 (酸素吸入等が必要)	260	485	
重点医療機関 協力病院	疑似症、軽症等	350	183	
計		650	759	1,939

エ 宿泊療養施設（12月8日現在）

区分	室数・床数	利用者数
湘南国際村センター	95	34人
アパホテル<横浜関内>	451	64人
横浜市宿泊療養施設	163	14人
相模原宿泊療養施設	40	11人
横浜伊勢佐木町ワシントンホテル	399	63人
レンブラントスタイル本厚木	162	41人
パークインホテル厚木	282	12月中旬開始予定
合計	1,592	227人

※横浜市宿泊療養施設は200床確保しているが、現在の利用可能数は163床となっている。

オ 検査体制

検体採取及び検査能力の両面について、順次、拡充を図っている。

(ア) 検体採取(11月19日時点)

帰国者・接触者外来	63か所
検査協力医療機関	1,604か所
地域外来・検査センター	29か所

(イ) 検査能力（PCR等検査）

区分	検査能力	備考
県・市衛生研究所	約900件	県・6保健所設置市の検査能力の合計
民間検査機関	約5,990件	
医療機関	約12,247件	抗原簡易キット等を含む
合計	約19,137件	

(ウ) 検査の実施状況（12月6日現在延人数）

区分	人数	備考
県・市衛生研究所	44,925人	県・5市衛生研究所の合計
検査センター・医療機関等	226,133人	検査センターから民間機関に委託された検査を含む
合計	271,058人	

(直近の実施状況)

	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
検査人数(人)	1086	3950	2719	3161	2906	1502	505
検査人数(平均)	2265.3	2645.1	2381.4	2401.7	2389.4	2283.9	2261.3
新規陽性数(平均)	163.4	176.4	184.3	176.3	171.9	168.7	166.6
陽性率(%)	7.21%	6.67%	7.74%	7.34%	7.19%	7.39%	7.37%

※検査人数：地方衛生研究所、検査センター等で実施したPCR等検査人数を計上

※検査人数(平均)、新規陽性患者数(平均)：全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値として算出

※検査陽性率：1週間の公表された患者数を地方衛生研究所、検査センター等で実施したPCR・抗原検査の1週間の人数で除したもの

(3) インフルエンザ対応

県医師会や県病院協会と協議を重ね、現場の声を聞きながら、発熱患者を適切に診療できる医療機関を増やすため、「発熱患者対応の神奈川モデル」を構築し、季節性インフルエンザ流行期に向けた施策を行っている。

ア インフルエンザワクチン接種

65歳以上の高齢者の方や、60から64歳で呼吸器等の機能に障害がある方を対象に市町村が実施するインフルエンザワクチンの定期接種に財政的支援をすることで、ご本人の負担をゼロにしている。

イ 検査体制の確立

新型コロナウイルスおよびインフルエンザウイルスに関して必要な検査ができる体制を構築する。

ウ 診療体制の確立

各医療機関と連携して診療体制を整え、発熱等の症状が生じた際、県民が医療機関を受診しやすい仕組みを構築する。

(7) 「発熱患者対応」の神奈川モデルにおける診療・検査のパターン

発熱患者における診療・検査のパターンには、様々な組み合わせが考えられ、各医療機関は複数の検査方法のパターンの中から、それぞれの実情に合った方法で診療を行っていただく。

	季節性インフルエンザ	新型コロナウイルス
1	鼻咽頭（鼻の奥）	鼻咽頭（鼻の奥）
2	鼻前庭（鼻前方）	鼻前庭（鼻前方）
3	鼻前庭（鼻前方）	唾液
4	ハナカミ液	唾液（自施設）
5	ハナカミ液	唾液、鼻咽頭、鼻前庭（他施設）
6	臨床診断優先※	臨床診断優先※

※臨床診断優先：医師が判断し必要に応じて検査を行うこと

(4) 発熱診療等医療機関

インフルエンザ流行期に発熱患者等が地域において適切に診療及び検査を受けられるようにするため、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を指定する。

指定医療機関数 1,583件（12月8日現在）

(5) 発熱等診療予約センター

発熱などの症状のある方が、かかりつけ医での受診ができない場合、その方に代わり診療可能な医療機関の予約を行う「発熱等診療予約センター」を11月2日（月）午前9時に開設した。

a 予約センターの機能



発熱等診療予約センター応答数、予約成立数（12月7日現在）

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
電話応答数	559	598	524	576	417	386	678
予約希望人数	443	500	413	419	323	287	569
うち LINE	38	29	32	24	36	26	45
予約成立人数	350	382	288	305	210	134	377
うち LINE	24	25	18	16	20	7	23

b 新しい相談体制の概要

新型コロナウイルス感染症の疑いのある方からの相談窓口であった県の「帰国者・接触者相談センター」は終了し、同じく運用中の「感染症専用ダイヤル」の一部相談窓口を24時間体制に変更して、休日、夜間の急な相談にも引き続き対応していく。

新：発熱等診療予約センター受付窓口

よやくじゅしん
0570-048914 9:00~21:00

※一部のIP電話など上記番号へつながらない電話はこちらへ
045-285-1015

<対象者>
発熱・咳・咽頭痛のいずれかを含む症状のある方

11月2日午前9時：電話受付開始
11月9日：LINE受付開始

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

ゼロコロナなし
0570-056774

※一部のIP電話など上記番号へつながらない電話はこちらへ
045-285-0536

1 無休（24時間）
9 2 3 4
平日（9:00~17:00）

音声案内

- 1 感染の不安のある方、健康・医療に関すること、COCOA・濃厚接触者に関すること、**急**
- 9 協力金に関すること
- 2 ■神奈川警戒アラートに関すること
■大規模イベント開催の事前相談に関すること
- 3 経営相談に関すること
- 4 ■LINEコロナお知らせシステム
■その他

(4) その他

新型コロナウイルスの感染状況に関するデータのうち、12月3日及び4日について、①自宅療養者数、②自宅・宿泊療養者の合計、③人口10万人当たり療養者数（入院患者と自宅・宿泊療養者）の公表データが誤っていることが判明した。

ア 経緯

当該データの基礎となるデータについて、マクロプログラムの改修作業を行った際、設定の誤りにより12月3日及び4日分について、誤ったデータが提供されていた。（12月7日にプログラムを修正）

イ 対応

当該データについては、記者発表資料及び県のウェブサイトで公表を行っていたことから、記者発表資料を訂正するとともに、ウェブサイトについても遡って修正を行った。

ウ 再発防止に向けた取組み

再発防止に向けて、医療危機対策本部室内でのデータ更新作業等の流れを整理するとともに、ダブルチェックと情報共有の徹底を図る。

(参考)

(単位：人)

	12/2 (水)	12/3 (木)	12/4 (金)	12/7 (月)	
誤	自宅療養者数	697	559	460	783
	自宅・宿泊療養者の合計	901	778	681	1,007
	人口10万人当たり療養者数	14.65	14.93	13.33	15.66

	12/2 (水)	12/3 (木)	12/4 (金)	12/7 (月)	
正	自宅療養者数	697	765	782	783
	自宅・宿泊療養者の合計	901	984	1,003	1,007
	人口10万人当たり療養者数	14.65	15.66	15.75	15.66

※土・日はデータの更新を行わない。

3 新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設について

「湘南国際村センター」の運営委託先の業者が県の承認なしの再委託を行った件及び横浜伊勢佐木町ワシントンホテル入所者の無断外出について報告する。

(1) 湘南国際村センターにおける宿泊療養施設運営業務委託

ア 概要

本年4月23日に緊急随契により契約した湘南国際村センターにおける宿泊療養施設運営業務委託について、県に協議なく受注者であるキョウワプロテック株式会社(以下「キョウワ社」)が再委託契約を結び、その再委託事業者が、さらに業務の一部を他の事業者にも再委託していたことが判明した。

イ 経緯

- 4月23日 契約締結(口頭契約)、委託業務開始
- 6月8日 契約文書を取り交わす
- 9月3日 再々委託事業者から業務に係る申し入れ
- 9月4日 キョウワ社から再委託、再々委託を行っていることを確認。キョウワ社に対し再委託の経過について報告を求めるとともに、事業者間の再委託の解消も含めた今後の対応を検討するよう指示
- 10月19日 キョウワ社が再委託事業者と契約の上、業務を続けたい旨申し出
- 10月28日 本県の顧問弁護士に対応等を相談
- 11月2日 キョウワ社に対し契約書に基づく中間報告を求める(11月13日期限)
- 11月13日 キョウワ社が中間報告提出
- 11月17日 中間報告の内容確認、内容不十分により再提出を指示(11月24日期限)
- 11月24日 再提出された中間報告の確認

ウ 契約の概要

(ア) 契約相手方

キョウワプロテック株式会社 代表取締役 吾妻 学
(福島県福島市五月町3-20)

(イ) 契約目的

湘南国際村センターにおける宿泊療養施設運営業務

(ウ) 契約金額(単価)

日勤 1時間あたり 7,700円(税込)
深夜 1時間あたり 10,395円(税込)

(I) 契約期間

令和2年4月23日から8月31日

(後に期間を令和3年3月31日まで変更)

エ 業者選定理由

- ・ 感染リスクを伴うため、一般の配膳事業者による対応ができず、受託可能な業者が限られること
- ・ キョウワ社は、福島県での除染作業など防護服を着用した作業の実績があり、本件業務に対応できること
- ・ コロナ感染エリアにおける特殊な作業であり、キョウワ社以外に速やかに契約を締結できる業者を探すことが困難なであったこと

オ 委託内容

湘南国際村センターにおける宿泊療養施設運営業務

24時間体制で人員を配置し、全体統括業務、運営業務、入退去管理業務、居室の滅菌・清掃等業務を行う（※滅菌・清掃は5月7日から開始）

カ 県の対応

契約書に定めのない事項及び疑義が生じたときには、協議が必要なことから現在、受注者と協議を行っており、中間報告等から今後の業務遂行における再委託の是非を判断する。

(ア) 再委託が認められる場合

キョウワ社に対して再委託先情報の提供を求め可否を最終判断する。

(イ) 再委託がふさわしくないと判断される場合

再委託しない方法を検討するようにキョウワ社に指示する。（キョウワ社が単独での受注ができなければ、契約を解除し新たな事業者と契約を締結する。）

キ 湘南国際村センター以外の宿泊施設の対応

アパホテル関内の宿泊療養施設についても、キョウワ社が宿泊療養施設の運営業務を受注しており、こちらについても湘南国際村と同様に、再委託、再々委託が行われていることが判明したことから、現在内容を確認中。今後、国際村と同様の対応を行う。

(2) 横浜伊勢佐木町ワシントンホテル入所者の無断外出

ア 概要

11月23日深夜、横浜伊勢佐木町ワシントンホテルに入所している40代の男性1名が、無断で同施設から一時外出し、近隣のコンビニエンスストア2か所に立ち寄った事実が確認された。

イ 経緯

- 23時30分 入所者が患者入退出用エレベーターで1階へ降り、非常口にタオルを挟み閉まらないように細工して、警備員の目を盗んで無断で外出。
- 23時34分 無断外出した入所者(以下「入所者」。)が近隣の1か所目のコンビニエンスストアに入店。入所者はマスク着用なし。
- 23時35分 警備員が非常口に挟み込まれたタオルに気が付き、入所者の無断外出の可能性を認知。
- 23時36分 入所者が近隣の2か所目のコンビニエンスストアに入店。
- 23時43分 入所者が非常口に戻ってきたため、警備員が警報ブザーにより県職員に伝達。
- 23時45分 県職員がブザーの発信地を確認し、非常口に入ろうとしている入所者から部屋番号及び名前を確認。県職員が入所者に対し厳重注意を行った上で、自室で待機するよう指示。
- 23時50分 入所者の部屋への電話により、無断外出時の行動履歴を聴取。
- 23時50分 入所者より聴取した立寄先で状況の説明及び防犯カメラを確認
- ～1時15分 認。防犯カメラを確認の後、無断外出者が触れた場所を看護師及び運営スタッフにより消毒作業を実施。
- 8時40分 入所者に対して再度事情聴取を行い、あらためて行動事実について
- ～8時45分 厳重注意

ウ 療養期間

令和2年11月19日から11月25日(発症から9日目)

エ 再発防止策

(ア) 入所者への対応

当該施設を含め、県内の宿泊療養施設に、以下について入所者に周知徹底するよう指示する。

- ・入所時に誓約書に署名した通り入所期間中は外出禁止であること
- ・無断外出時にこの対応に伴う経費の負担や損失が生じた場合に損害賠償請求を行うこと
- ・無断外出により行方不明となった場合は、警察に連絡することになること

(イ) 警備会社等への対応

入所者の無断外出の兆候や形跡など、異常な状況を覚知した場合の速やかな県職員への通報を徹底する。

警備員からの通報を受けた県職員は、無断外出の入所者を確認し次第、同一人物による再度の無断外出が発生しないよう厳重に注意する。

警備員配置・巡回場所の点検・見直しを行うとともに、施設の状況に応じて警備員を増員する。

4 小田原市立病院と県立足柄上病院の連携について

少子高齢化の急速な進展に対応し、県西地域における医療提供体制の充実を図り、将来に渡り安全・安心で質の高い医療を安定的に提供するため、県立足柄上病院と小田原市立病院の機能・連携方策に係る意見交換会(以下「意見交換会」という。)を設置し、2病院の連携・協力の充実強化に向けた取り組みを進めていることから、その内容について報告する。

(1) 背景

- ・ 県西構想区域(以下「構想区域」という。)は、人口減少と高齢化が進む地域であることに加え、医療資源の有効活用を図ることが不可欠なことから、基幹病院である公立2病院を核とした、より一層の連携が求められている。
- ・ 現在、小田原市立病院は建て替え、県立足柄上病院は第三期中期目標の達成という課題がある。
- ・ そこで、公立2病院の機能・連携方策について、自治体や医療関係者の参加のもとに意見交換会を設置し、重点的に議論することとした。

(2) これまでの経緯

令和2年 2月	意見交換会の設置、令和元年度第1回意見交換会
令和2年 8月	令和2年度第1回意見交換会
令和2年 9月 ～11月	2病院間協議、自治体関係者や医療関係団体からの意見聴取
令和2年10月	小田原市・県・地方独立行政法人神奈川県立病院機構の3者による「小田原市立病院と県立足柄上病院の連携と協力に係る基本協定書」(以下「基本協定」という。)の締結
令和2年11月	令和2年度第2回意見交換会において方向性(案)をとりまとめ
令和2年12月	県西地区保健医療福祉推進会議において意見聴取

(3) 基本協定の内容

ア 目的

県西地域における医療提供体制の充実を図り、将来に渡り安全・安心で質の高い医療を安定的に提供するため、公立2病院が緊密に連携・協力する。

イ 協定締結者

小田原市、神奈川県、地方独立行政法人神奈川県立病院機構

ウ 協定締結日

令和2年10月26日

エ 連携協力事項

- ・ 県西地域における医療提供体制の構築及び推進
- ・ 2病院の機能の充実
- ・ 人材の育成確保及び医療資源の有効活用
- ・ その他、県西地域の医療の推進及び地域医療構想の実現
- ・ 連携協力に係る具体的な内容については、別途定める

オ 連携推進会議

連携協力事項を円滑に推進するため、「小田原市立病院及び県立足柄上病院連携推進会議」（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(4) 小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性(案)について

ア 基本的考え方

- ・ 小田原市立病院及び県立足柄上病院は、構想区域における医療提供体制の構築及び推進にあたり、緊密に連携協力しながら取り組む。
- ・ 2病院は、構想区域内の医療機関との連携を強化し、医療需要や医療資源の状況に応じた、2病院を含む構想区域内の医療機関それぞれの特色や強みを活かす機能分化・連携強化を進めることにより、構想区域において高度急性期から急性期、回復期、在宅医療までの切れ目のない地域完結型の医療提供体制を構築し、もって、地域住民に将来に渡り安全・安心で質の高い医療を安定的に提供する。

イ 公立2病院に必要な機能等

(7) 2病院がともに機能を有しかつ連携が必要なもの

救急医療をはじめとした高度急性期・急性期機能（小田原市立病院にあっては三次救急機能（救命救急センター）の充実、県立足柄上病院にあっては二次救急機能の強化）、急性心筋梗塞や脳卒中などの主要な疾患等に対応した機能、感染症・災害等の危機管理機能及び地域医療を支援する機能については、2病院がともに機能強化・連携を図る必要がある。

(イ) 2病院間で機能集約が必要なもの

がん放射線治療等は、医療資源の有効活用の観点から、小田原市立病院に集約化を図る。

(ウ) 地域包括ケアシステムの構築について

小田原市立病院と県立足柄上病院は、地域医療支援病院（足柄上病院は申請中）として、地域の医療機関との連携を推進し、県立足柄上病院は、構想区域内の回復期機能を担う医療機関との連携による回復期機能の充実を図る必要がある。

(エ) 2病院の病床規模について

今後の入院医療や在宅医療等の医療需要に対応し、地域完結型の

医療提供体制を確保していくため、地域の医療機関と連携し、地域の基幹病院として機能できる病床規模が必要となる。

(5) 小田原市立病院新病院建設のスケジュール

令和2年度中	基本計画の策定
令和3～5年度	基本設計、実施設計、建設に着手
令和8年度	開院
令和10年度	グラントオープン

(6) 県立足柄上病院の今後の方針

- ・ 県西地域の基幹病院として、救急医療の提供や回復期機能の充実、総合診療科の取組み等を生かした医療提供体制の充実に努める。
- ・ 在宅療養後方支援病院として、地域包括ケアシステムを支えるとともに、地域医療支援病院の承認を目指し、地域医療機関との連携を一層進める。
- ・ 施設の老朽化が著しいことから、災害・感染対策における課題も踏まえた病院機能の強化と併せて、再整備の検討を行う。

(7) 今後のスケジュール（予定）

令和2年12月～	小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性(案)について引き続き意見聴取
～令和3年3月	小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性とりまとめ
令和3年4月	基本協定に基づく連携推進会議の設置及び運営

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 県西地域における公立2病院をはじめとした医療機関の病床機能の分化・連携の一層の推進について(案)
- ・ 参考資料2 小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性について(案)

5 「神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金」(仮称)の設置について

(1) 主旨

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(以下、「交付金」という。)は、原則として令和2年度事業が対象となるが、利子補給事業や信用保証料補助事業など、後年度にわたる事業については、基金に積み立てることで令和3年度以降の事業実施が可能となることから、「神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例」(仮称)を制定の上、基金を設置する。

(2) 基金の概要

ア 目的

国から交付される交付金を積み立てるため。

イ 内容

交付金を活用して実施する次の事業について、基金に積立てを行う。

- (ア) 県内学生生活資金利子補給費(政策局)
- (イ) 医療機関経営支援事業費補助(健康医療局)
- (ウ) 信用保証事業費補助(産業労働局)

ウ 設置期間

令和3年3月～令和8年3月

(3) 「神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例案」(仮称)の概要

基金の設置、運用及び処分等に関し、所要の定めを行う。

(4) 今後の予定

令和3年2月 第1回定例会に条例議案を提出

令和3年3月末 議決後、交付金を基金に積み立て(見込み)

6 「神奈川県保健医療計画」改定素案について

医療法に基づく法定計画として策定した「第7次神奈川県保健医療計画（平成30年度～令和5年度）」について、本年度は計画策定から3年目のため、中間見直しを実施する時期となっており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| 令和2年7月 | 第1回神奈川県保健医療計画推進会議を開催（中間見直しの方針） |
| 令和2年8月
～9月 | 県内8区域で第1回地域医療構想調整会議を開催（中間見直しの方針） |
| 令和2年9月 | 令和2年第2回定例会厚生常任委員会に報告（中間見直しの方向性） |
| 令和2年9月 | 第2回神奈川県保健医療計画推進会議を開催（中間見直しの方向性） |
| 令和2年10月 | 第1回神奈川県医療審議会に報告（中間見直しの方向性） |
| 令和2年11月 | 神奈川県保健医療計画推進会議委員に報告（改定素案） |
| 令和2年11月
～12月 | 県内8区域で第2回地域医療構想調整会議を開催（改定素案） |

(2) 改定素案のポイント

ア 介護保険事業（支援）計画等の関連計画との整合性の確保

同時期に改定又は見直しを行う関連計画との整合性を確保する。

特に「かながわ高齢者保健福祉計画」との整合性については、医療と介護の一体的整備を推進する上で重要であることから、地域医療構想調整会議を県や市町村の医療・介護関係者等による「協議の場」として活用し、在宅医療及び介護サービスの整備目標が整合的なものとなるよう検討する。

イ 基準病床数の見直し検討

基準病床数の見直しの可否を含め、地域医療構想調整会議等を活用し、地域の意見を聞きながら検討を進める。

ウ 災害拠点精神科病院の指定に係る計画への位置付け

本年4月1日に神奈川県立精神医療センターを災害拠点精神科病院として指定したことに伴い、計画に位置付ける。

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和2年12月 ～令和3年1月	改定素案に対するパブリック・コメントを実施
令和3年1月 ～2月	県内8区域で第3回地域医療構想調整会議を開催
令和3年2月 2月	第3回保健医療計画推進会議を開催 令和3年第1回定例会厚生常任委員会に改定案を報告
令和3年3月	第2回神奈川県医療審議会へ諮問
令和3年3月	計画改定の決定

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、変更する可能性あり

<別添参考資料>

- ・参考資料3 「神奈川県保健医療計画」改定素案(平成30年度～令和5年度)(抜粋)

7 「神奈川県看護師等修学資金貸付条例」の一部改正について

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき、神奈川県看護師等修学資金貸付条例（以下「条例」という。）について、令和元年度に見直し作業を行い、その結果、県内の准看護師養成施設の減少など現状を踏まえ、条例の一部改正を行うこととしたので、その概要を報告する。

(1) これまでの経過

昭和 39 年に条例が制定されて以降、適時所要の改正を行ってきたところだが、県内の准看護師養成施設については、現時点では自衛隊所管の養成所のみとなっている。

また、准看護師養成施設へ通う学生を対象とした貸付については、平成 29 年度以降は申込みがなく貸付実績がない。

近年のこうした状況を踏まえ、条例の改正を行う。

(2) 改正の概要

県内の准看護師養成施設の減少により、准看護師を対象とした貸付実績がないことから、准看護師に関する項目や文言を削除する。

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 2 月 第 1 回定例会に条例改正議案を提出

3 月 改正条例の公布

4 月 改正条例の施行

8 「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定案について

平成29年9月に国民健康保険法（以下「国保法」という。）に基づき策定した「神奈川県国民健康保険運営方針（以下「国保運営方針」という。）（平成30年度から令和2年度）」について、改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経緯

令和元年5月 ～令和2年7月	国保運営方針連携会議に位置付ける国民健康保険協議会において、県・市町村で協議。（12回開催）
令和2年5月	国より「都道府県国民健康保険運営方針策定要領（令和2年改訂）」（以下、「国ガイドライン」という。）提示。
令和2年6月	令和2年第2回定例会厚生常任委員会に見直しについて報告
令和2年7月	国保法第82条の2第6項に基づく市町村への意見聴取を実施
令和2年8月 ～11月	神奈川県国民健康保険運営協議会（以下「県国保運営協議会」という。）において、意見聴取を実施
令和2年9月	令和2年第3回定例会（前期）厚生常任委員会に改定素案を報告

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

国保法第82条の2の規定に基づき定めた国保運営方針（平成30年度～令和2年度）に基づく国民健康保険（以下「国保」という。）の運営状況等を踏まえ、新たな方針の策定を行う。

イ 方針の性格

平成30年4月から都道府県は国保事業の財政運営の責任主体となったことに伴い、県と市町村が共通認識の下で財政運営を行うとともに、各市町村が行う事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な運営方針を定めるものである。

ウ 対象期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とする。

エ 改定の考え方とポイント

(ア) 考え方

- ・ 制度改正後の国保事業の運営が概ね順調に実施されていることを踏まえ、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、更なる事業の広域化や効率化の推進を図る。

(イ) ポイント

- ・ 市町村における一般会計からの法定外繰入等の解消期限を原則として令和5年度とした。
- ・ 本方針の対象期間（令和3～5年度）において、財政運営の健全化や将来的な保険料水準の統一に向けた主な課題（医療費水準、保険料算定方法、各市町村の取組）について、市町村と協議を行い、統一化に向けた具体的な取組みとロードマップを作成することとした。
- ・ 県による市町村の保健事業及び医療費適正化等取組支援を強化し、県全体の水準の更なる底上げを図ることとした。

(3) 改定案に関する県国保運営協議会への意見照会結果

ア 意見・質問の件数

24件

イ 主な意見の概要と対応

意見	県の考え方
特定健診受診率及び特定保健指導実施率向上に向けて、県内被保険者の5割強を占める横浜市・川崎市と課題共有し、連携強化して取り組む必要があり、その旨を記載すべきではないか。	御意見を踏まえ、特に受診率が低調な市町村の意見やニーズを踏まえながら市町村を支援していく旨の記載に修正しました。
コロナによる経済活動の停滞で市町村の税収が落ち込むことが想定されるため、決算補填等目的の法定外繰入金を早期に解消することが重要であり、赤字解消の早期化を図るため、解消計画の前倒しについて記載すべきではないか。	決算補填等目的の法定外繰入金金の急激な解消は、保険料負担に激変を生じさせることから、計画的・段階的に解消していく必要がある。コロナの影響は保険料収入の減にもつながることから、今後の影響を随時確認し、慎重に対応していく。

意見	県の考え方
<p>ウィズコロナの時代に健診のあり方自体も変えていかないと、さらに受診率が下がると感じる。コロナを前提とした健診の促進方法や環境整備等についての記載を盛り込むべきではないか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による影響は国保運営全般に関わることから、冒頭で総論として記載し、個別の分野ごとには記載しないこととした。</p> <p>なお、コロナ禍における実施方法については、必要な制度の見直しを国に要望しつつ、ICTの活用など環境整備について市町村と連携し検討していく。</p>

(4) 改定案の内容

ア 国保医療費及び財政の見直し

各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理するとともに、市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

イ 保険料(税)の標準的な算定方法等について

各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理するとともに、市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

ウ 保険料(税)の徴収の適正な実施について

保険料(税)の収納率目標の達成状況や市町村の意見、国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

エ 保険給付の適正な実施について

診療報酬明細書(レセプト)点検による不正請求への対応や過誤調整、療養費の支給適正化、第三者求償事務など保険給付の適正な実施の現状や市町村の意見、国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

オ 医療費適正化に関する取組について

特定健診・特定保健指導、重複頻回受診指導、糖尿病性腎症重症化予防や後発医薬品の普及促進など、医療費適正化に関する取組の進捗状況や市町村の意見、国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

カ 国保事務の広域的及び効率的な運営の推進について

更なる広域化及び効率化を図るため、事務処理の標準化や共同事業について市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

(5) 今後のスケジュール（予定）

令和2年12月	県国保運営協議会へ諮問・答申
12月末	国保運営方針の策定
令和3年1月	令和3年度国保事業費納付金額を市町村に通知

<別添参考資料>

- ・参考資料4 「神奈川県国民健康保険運営方針」案
(令和3年度～令和5年度)

9 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案について

平成30年10月に施行された「ギャンブル等（※1）依存症対策基本法」において、都道府県にギャンブル等依存症対策推進計画の策定が努力義務とされたことを受け、今般、計画素案を作成したので報告する。

（※1）「ギャンブル等」の「ギャンブル」は、競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走といった公営競技を指し、「等」は、ぱちんこやパチスロ等の射幸行為を指します。

(1) これまでの経過

令和2年1月	ギャンブル等依存症対策推進協議会で協議
令和2年2月	ギャンブル等依存症実態調査「娯楽と生活習慣
～3月	に関する調査」を実施
令和2年3月	令和2年第1回定例会厚生常任委員会に計画策定 について報告
令和2年4月	ギャンブル等依存症対策推進協議会で協議
令和2年6月	令和2年第2回定例会厚生常任委員会に計画骨子 案を報告
令和2年11月	依存症に係る社会資源実態調査を実施
令和2年11月	ギャンブル等依存症対策推進協議会で協議

(2) 計画の概要

ア 策定の趣旨

本県のギャンブル等依存症対策の総合的な推進を図るために、「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)」を策定する。

イ 計画の性格

ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に基づく計画である。

ウ 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画策定の考え方とポイント

(ア) 基本理念

ギャンブル等依存症の発症・進行・再発防止、回復に向けた切れ目ない支援の充実を図り、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

(イ) 基本方針

- ・正しい知識の普及とギャンブル等の不適切な誘引防止
- ・必要な支援につなげる相談支援と治療支援体制の充実
- ・切れ目ない回復支援体制の強化
- ・連携支援体制の構築と支援の質の向上

(ウ) 計画を進めるにあたっての考え方

- ・発症・進行・再発の各段階に応じた防止及び回復のための適切

な支援

- ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策と有機的な連携への配慮
- ・アルコール、薬物依存症に関する施策との有機的な連携への配慮

(I) 全体目標

- ・県民誰もがギャンブル等依存症に関する正しい知識やギャンブル等との適切な付き合い方を理解し、自ら発症防止に取り組むことができる。
- ・ギャンブル等依存症についての誤解や偏見がなくなり、ギャンブル等の問題に悩む本人や家族等が、適切な支援につながる事ができる。
- ・相談・治療・回復に向けた切れ目ない支援体制を構築し、ギャンブル等依存症の本人及び家族等が地域で安心して生活を送ることができる。

(3) 計画素案の概要

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の対象区域
- 5 計画の対象
- 6 ギャンブル等依存症について

第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状

- 1 ギャンブル等の状況
- 2 国・県のこれまでの取組

第3章 取組の方向性

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針
- 3 計画を進めるためにあたっての考え方
- 4 全体目標
- 5 施策体系

第4章 施策展開

1 発症の防止

- (1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発
 - ・広く県民に対する正しい知識の普及と理解の促進
 - ・特に若年層を対象とした発症の防止
 - ・関係機関との連携体制の強化

- (2) **こころの健康づくり**
 - ・ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・ 地域におけるこころの健康づくりの推進
 - ・ 学校におけるこころの健康づくりの推進
- (3) **ギャンブル等の不適切な誘引防止**
 - ・ 事業者等への配慮要請
 - ・ 関係機関との連携体制の強化

2 進行の防止

- (1) **相談支援体制の充実・強化**
 - ・ 相談支援体制の強化
 - ・ 相談支援対応の人材育成
 - ・ 家族に対する支援の充実
 - ・ 職域における支援の促進
- (2) **治療支援体制の充実**
 - ・ 医療提供体制の充実
 - ・ 医療の質の向上
 - ・ 関係機関との連携体制の強化

3 回復及び再発防止に向けた支援

- (1) **社会復帰支援**
 - ・ ギャンブル等依存症からの回復支援・再発防止
 - ・ 就労及び復職支援
 - ・ ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援
 - ・ 支援者の人材育成
 - ・ 関係機関との連携体制の強化
- (2) **自助グループ・回復支援施設等の活動支援**
 - ・ 自助グループ・回復支援施設等の周知
 - ・ 自助グループ・回復支援施設等に対する支援

4 基盤整備

- (1) 包括的な連携協力体制の整備
- (2) 人材の確保
- (3) 調査研究の推進等

第5章 推進体制及び進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 計画の目標値等

(4) 骨子(案)からの主な変更点

ア「施策展開」の「発症の防止」

依存症の発症の背景に、ストレス等メンタルヘルスの問題があることを踏まえ、「発症の防止」の大柱の中の中柱の取組として、「こころの健康づくり」を追加した。

(5) ギャンブル等依存症対策推進協議会での主な意見

・「依存症は回復ができる」という表現が全体的にあるが、回復ができなかった方を責めてしまうリスクがあることから、「改善できる」等表現に工夫が必要。

・依存症対策には、自助グループや回復支援施設等の役割が非常に重要であることから、推進体制の役割に自助グループや回復支援施設等を追加する。

・相談支援体制の充実・強化には、支援者が相談する体制の整備が必要。

(6) 今後のスケジュール（予定）

令和2年12月 計画素案に対するパブリックコメントを実施
～令和3年1月

令和3年2月 ギャンブル等依存症対策推進協議会で協議
2月 第1回定例会厚生常任委員会に計画案を報告
3月 計画の策定

<別添参考資料>

- ・参考資料5 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案（令和3年度～令和5年度）

10 横浜市の I R（統合型リゾート）誘致について

横浜市（以下「市」という。）は、横浜 I R の実施方針策定等のため、特定複合観光施設区域整備法（以下「I R 整備法」という。）に基づき「横浜イノベーション I R 協議会」（以下「協議会」という。）を設置・開催した。

(1) 第 1 回協議会の開催概要

ア 開催日時

令和 2 年 11 月 17 日（火）10 時 30 分～11 時 30 分

イ 場所

パシフィコ横浜会議センター

ウ 構成員

出席者	I R 整備法上の位置づけ
横浜市長【議長】	都道府県等（I R 申請主体）の長
神奈川県知事	立地市町村等の長
神奈川県公安委員会委員長	公安委員会
横浜市町内会連合会会長	都道府県等の住民
横浜商工会議所会頭	関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者
横浜市立大学学長	

エ 内容

開催趣旨説明、協議会運営要綱の制定 他

※ その他の協議事項は、同運営要綱に基づき非公開

(2) 今後の県等における手続き

県及び公安委員会は（以下「県等」という。）、今後、市から示される「実施方針（案）」等に記載されるギャンブル等依存症対策等について、県等が実施すべき施策及び措置に照らし齟齬がないかを確認し、協議を整えた上で同意していく。

11 「神奈川県墓地等の経営許可等に関する条例」の一部改正について

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「条例」という。）について令和元年度に見直し作業を行い、その後、墓地等の設置場所の基準の明確化等について検討した結果、条例の一部改正を行うこととしたので、その概要について報告する。

(1) 改正の概要

現行条例では、墓地の設置場所の具体的な基準は規則で規定されているが、墓地等の境界線との距離規制をより明確化する必要があることから、距離規制の対象となる施設等について見直し、条例に規定することとした。

(2) 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月	第1回定例会に条例改正議案を提出
3月	改正条例の公布
4月	改正条例の施行

12 不適正な多頭飼育の対策について

不適正な多頭飼育が社会的な問題となったことから、多頭飼育に関する情報を早期に探知し飼い主への支援を行うため、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例を改正し、令和元年10月から多頭飼育の届出制度を開始したが、不適正な多頭飼育の問題は発生している。

そこで、不適正な多頭飼育の対策等について報告する。

(1) 不適正な多頭飼育の対策について

ア これまでの経過

平成31年3月 第1回定例会で神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例可決
令和元年10月 多頭飼育の届出制度開始

イ 多頭飼育の届出状況

令和2年11月30日現在

	届出件数	猫(頭数)	犬(頭数)
県所管域	76	1,067	265
横須賀市	17	262	17
藤沢市	9	77	50
茅ヶ崎市	6	71	15
計	108	1,477	347

ウ 多頭飼育崩壊の事例

本年9月末に、海老名市内において、動物愛護ボランティアと厚木保健福祉事務所、動物愛護センターが協力し、飼い主宅で140頭の猫を捕獲、動物愛護センターへ移送し、一時預かりを行った。

エ 課題

- (ア) 地域から孤立しがちな多頭飼育者への見守り体制が必要
- (イ) 避妊去勢手術費用の支払いが困難
- (ウ) 多頭飼育崩壊時の収容場所が不足

オ 今後の対策案

- (ア) 多頭飼育者への関係者による見守り体制の強化
- (イ) 避妊去勢手術の支援
- (ウ) 収容場所の確保

(2) かながわペットのいのち基金条例の見直しの検討について

ア これまでの経過

平成30年3月 第1回定例会で基金条例可決
4月 基金条例施行

イ 基金の活用状況

- (ア) 治療 : 県獣医師会と連携し、病気やケガをした犬や猫治療
- (イ) しつけ・馴化 : 専門家によるしつけや馴化
- (ウ) 譲渡機会の拡大 : トレーラーハウスを用いた猫の譲渡会やオンライン譲渡会の実施

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
寄附額	32,400	32,100	27,000 (見込)
事業費		11,700	36,000 (予算)
治療		6,500	20,000
しつけ・馴化		600	4,200
譲渡機会の拡大		4,600	11,800
翌年度への繰越額	32,400	52,800	43,800(見込)

ウ 課題

基金の活用は、県が保護した犬猫等の治療、訓練その他犬猫等の譲渡につなげるための事業に充てることとしており、多頭飼育対策への活用は限定されている。

エ 条例の見直しの方向性

基金の活用の使途に多頭飼育対策を追加する。

オ 今後のスケジュール (予定)

令和3年2月 第1回定例会に基金条例改正議案を提出